

経済産業常任委員会報告書

令和3年12月8日第4回定例会における議決に基づき、当委員会に付託された事件について審査した結果を下記のとおり報告する。

令和4年2月21日

七飯町議会議長 木下 敏 様

経済産業常任委員会  
委員長 畑 中 静 一

記

1 事件名

令和3年議案第48号 七飯町公共下水道条例の一部改正について

2 審査の経過

令和3年12月16日、令和4年1月18日、2月9日、21日の4日間、委員会を開催し、経済部長、上下水道課長の出席を求め、審査を行った。

3 決定及び理由

(1) 決定

原案可決

(2) 理由

① 条例改正の理由

令和2年7月に国土交通省から、令和7年度以降、供用開始から30年以上

経過しているにも関わらず下水道使用料の単価が1 m<sup>3</sup>当たり150円未満であり、15年以上、下水道使用料の改定を行っていない場合は、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としない旨の通知があった。当町の下水道使用料は、現在1 m<sup>3</sup>当たり122円となっており、この通知に該当することとなる。

また、下水道事業会計は、令和2年度から地方公営企業法の全部適用となり、令和2年度決算においては、営業損失を生じていることから、下水道使用料を改定することで一般会計からの繰入額を圧縮させ、経営改善を図るものである。

## ② 条例改正の内容

条例改正の内容は、次表のとおりである。

| 料金区分<br>対象区域   | 改正前              |         |   | 改正後              |       |   |
|----------------|------------------|---------|---|------------------|-------|---|
|                | 基本水量             | 基本料金    | 従量料金  | 基本水量             | 基本料金  | 従量料金  |
| 七飯処理区<br>大沼処理区 | 8 m <sup>3</sup> | 1,000 円 | 8 m <sup>3</sup> を<br>超える1 m <sup>3</sup><br>につき<br>120 円 | 6 m <sup>3</sup> | 900 円 | 6 m <sup>3</sup> を<br>超える1 m <sup>3</sup><br>につき<br>150 円 |
| 大沼処理区<br>町外流入  |                  |         | 8 m <sup>3</sup> を<br>超える1 m <sup>3</sup><br>につき<br>170 円 |                  |       | 6 m <sup>3</sup> を<br>超える1 m <sup>3</sup><br>につき<br>212 円 |

- ・基本水量については、現在の8 m<sup>3</sup>から2 m<sup>3</sup>減の6 m<sup>3</sup>とする。また、基本料金については現在の1,000円から100円減額し、900円とする。
- ・従量料金については、七飯処理区・大沼処理区は現在の120円から30円増額し150円とする。また、大沼処理区町外流入については42円増額の212円とする。

## ③ 下水道使用料の改定による推計

一般家庭で20 m<sup>3</sup>を使用した場合の条例改正前の下水道使用料は2,684円で、条例改正後は3,300円となり、616円増額となる。

また、条例改正した場合の増収見込額については、令和2年度決算における下水道使用量を用いた推計では、1年間で約9,200万円程度の増収となる。

## ④ 下水道使用料改定の周知について

下水道使用料改定の住民及び企業への周知については、町広報、ホームペー

ジで周知を図っていくとのことである。

⑤ 七飯町公営企業審議会の開催状況

七飯町公営企業管理者の諮問に応じ、水道事業及び下水道事業の経営全般に関することや水道事業及び下水道事業の適正かつ効率的な経営に資するため、必要と認める事項について調査及び審議することとしている。

町は、当審議会に対し令和3年10月15日付けで、水道事業及び下水道事業の収支改善と施設更新の方向性について諮問を行い、当審議会からは同年11月11日付けで「水道事業及び下水道事業の経営全般に関することについて（答申）」として、下水道使用料を改定するよう答申があり、答申内容を踏まえて条例の一部改正が提案されている。

なお、今年度の開催状況は、以下のとおりである。

| 開催回数 | 開催日                    | 主な議題等                     |
|------|------------------------|---------------------------|
| 第1回  | 令和3年10月6日<br>～6日間（書面）  | 七飯町の上下水道の状況説明             |
| 第2回  | 令和3年10月15日             | 七飯町上下水道に関する調査<br>諮問事項の精査等 |
| 第3回  | 令和3年10月25日<br>～4日間（書面） | 諮問事項の精査<br>答申事項の精査        |
| 第4回  | 令和3年10月29日             | 答申（案）の精査                  |
| 第5回  | 令和3年11月5日              | 答申（案）の精査                  |

委員からは、下水道使用料の改定について、令和4年10月からの実施時期を見直し、国土交通省からの通知にある令和7年度に合わせて改定する考えはないかとの質疑があった。町としては、令和2年度の下水道事業会計決算において営業損失が生じており、一般会計からの繰入金を減らすためにも下水道使用料を早期に見直す必要があると考えている。また、七飯町公営企業審議会においても、独立して採算がとれるよう検討するべきとの意見もあり、これらのことを踏まえ、令和4年10月から改定していきたいとのことであった。

以上のことを留意の上、条例の内容を審査したところ、この度の下水道使用料の改定は、国の社会資本整備総合交付金の交付基準の見直しに伴うものであり、また、下水道事業会計において営業損失が生じていることや七飯町公営企業審議

会からの答申がなされたものであることを踏まえ、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。